

立川基地跡地昭島地区における
「国際法務総合センター(仮称)」の整備に関する覚書

法務省（以下「甲」という。）及び昭島市（以下「乙」という。）は、甲から乙に対して要請のあった立川基地跡地昭島地区（以下「本件地区」という。）における国際法務総合センター（仮称）の整備計画について、次のとおり合意し、本覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、本件地区における国際法務総合センター(仮称)整備の円滑な実現を図ることを目的とする。

（施設の名称）

第2条 次の各施設を本件地区に集約整備するものを総称して「国際法務総合センター(仮称)」と呼ぶものとする。

- (1) 国連アジア極東犯罪防止研修所（法務総合研究所国際協力部を含む。）
- (2) 矯正研修所（東京支所を含む。）
- (3) 公安調査庁研修所
- (4) 八王子医療刑務所
- (5) 関東医療少年院
- (6) 神奈川医療少年院
- (7) 八王子少年鑑別所
- (8) 東京婦人補導院
- (9) 職員宿舎

（相互協力）

第3条 甲及び乙は、相互に協力し、国際法務総合センター（仮称）の整備について協議し、調整を図るものとする。

（まちづくりへの寄与）

第4条 甲は、国際法務総合センター（仮称）の整備に際して、昭島市の東の玄関口として、さらには「水と緑の昭島市」にふさわしい施設整備を図ることとする。

2 甲は、乙のまちづくりの基本方針を遵守し、緑豊かで環境や景観に配慮したまち並み創出を図るものとする。

(安心・安全な施設整備及び運営)

第5条 甲は、施設の整備及び運営に当たっては、地域住民の安心・安全に十分に配慮するものとする。

(市民利用)

第6条 甲は、市民に開かれた交流拠点として施設等の市民利用等に協力するものとする。

(生活環境への配慮等)

第7条 甲は、整備に当たっては周辺地域の生活環境等に対して十分に配慮するとともに、適切な住民対応に努めるものとする。

(公共施設等の整備に係る負担)

第8条 甲は、乙と協議の上、国際法務総合センター(仮称)の立地に必要な公共施設等の整備に係る応分の負担を行うものとする。

(その他)

第9条 この覚書に定めのない事項については、別途、関係者間で協議するものとする。

この覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年8月5日

東京都千代田区霞ヶ関一丁目1番1号

甲 法務省
大臣官房長 稲田伸夫

東京都昭島市田中町一丁目17番1号

乙 昭島市
昭島市長 北川穰一